

子育て



子育て支援情報

子育て支援センター

支援センター	場所	電話	開設日時	休館日
すみよし	子育てプラザ館	(23)8728	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	全館 11/3、24
しんとみ	しんとみ保育園	(22)5577		
ゆづかみ	ゆづかみ保育園	(98)3881		
くろばね	くろばね保育園	(59)1077		

つどいの広場

広場	場所	開設日時
さくやま	旧さくやま保育園	月・水・金・11/15 休館日：11/3・24 9:00～14:00
トコトコ	子ども未来館	月～金 休館日：11/3・4・24、12/1 9:00～12:00、12:45～15:00

子育てサロン 開設時間…9:00～12:00

サロン	場所	開設日	休館日
かねだ	金田北地区公民館	火曜日	
のぎき	うすばアットホーム	木曜日	
かわにし	川西高齢者ほほえみセンター	水曜日	



問 子ども幸福課 東 1階 TEL (23) 8932  
 ※開設日時は、11月1日(土)～12月14日(日)の期間のものに掲載しています。

■ファミリーサポートセンター

(子育てプラザ館) TEL(20)0021  
 ▶子育ての手助けをしたい・してほしい方が会員となり、地域で子育てを支え合う組織です。

■一時保育センター

(子ども未来館) TEL(47)4125  
 ▶開設日時…9:00～17:00(休館日を除く)  
 ▶対象…4カ月～就学前の健康な乳幼児(市外の方を含む)  
 ▶料金…1時間300円(市外の方は500円)  
 ※1回4時間、月5回まで  
 ※事前申し込みが必要。(一定要件あり)

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

子育て世帯臨時特例給付金の申請書が届いている方、勤務先から申請書を配布された方で、まだ申請手続きをされていない方は、11月28日までに必ず申請手続きを行ってください。申請期限を過ぎると受付ができませんので、ご注意ください。

ただし、既に臨時福祉給付金に該当している方は、対象となりませんので手続きは不要です。また、修正申告により市民税の課税、非課税が変更となった場合、該当する給付金の変更となり、返納が生じる場合があります。該当する方はご相談ください。

社会的養護を担う

養育里親になりませんか

養育里親とは、保護者のいない児童または何らかの理由で保護者が養育できない児童を自分の家庭に迎え入れ、愛情をこめて養育してくださる方のことです。

養育期間は、①児童の社会的自立が可能となるまで、②保護者が児童を引き取れるよ

うになるまでなど、児童の状況に応じて異なります。養育里親となるためには、原則6日間の研修を受講していただきます。

※詳しくはお問い合わせください。

問 県北児童相談所  
 TEL(36)1058

11月は「児童虐待防止推進月間」です

11月16日(日)に「児童虐待防止推進月間」の一環として、宇都宮市オリオンスクエアにて「子育て支援県民のつどい」が開催されます。詳細は、県のホームページをご覧ください。

問 子ども幸福課 東 1階  
 TEL(23)8932

健康・福祉



人工透析者通院燃料費助成事業が施行されました

腎臓機能障害により人工透析療法を受けるための通院に要する自家用自動車の燃料費の一部を助成します。

●対象者…次の条件を満たす方

- ▼市内に住所を有すること
- ▼腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けていること
- ▼人工透析療法を受けるため、週2回以上、片道1km以上の医療機関へ自家用自動車を利用し通院していること
- ▼市福祉タクシー利用者証の交付を受けていないこと
- ▼市税などを滞納していないこと

●助成額…

- ▼年間の通院距離に、1kmあたり10円を乗じた額を助成
- ▼週2回までの通院とする
- ▼片道30kmを上限とする

●助成の申請…申請書に、次の書類を添えて申請受付窓口で申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②当該通院に利用する自家用自動車の自動車検査証
- ③自立支援医療受給者証又は特定疾病療養受療証

●申請受付窓口

- ▼福祉課(東別館1階)
- ▼湯津上支所総合窓口課
- ▼黒羽支所総合窓口課

●助成金の交付…原則、年度末(3月)に支払われます。

●対象となる通院月…今年度(平成26年度)は、10月分の通院からを対象とします。

問 福祉課 東 1階  
 TEL(23)8921

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

「こころの体温計」を  
開設しました



市では、自身の心の健康状態を確認することのできる、「こころの体温計」サービスを開設しました。

**●使用方法**：市ホームページまたは左記のQRコードを読み取ってアクセスしてください。判定結果とともに、相談窓口も表示されますのでお気軽にご相談ください。  
※医学的診断をするものではありません。



※システム使用料は無料です。但し、自己負担の料金はあります。



**問**健康政策課 東1階  
TEL (23) 8704

麻薬・覚醒剤乱用防止  
運動の実施について

10月1日～11月30日は、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」です。

麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー、危険ドラッグなどの薬物乱用は、乱用者自身の問題

にとどまらず、各種の犯罪の誘因などの危害をもたらすものです。決して他人ごとと考えず、正しい知識を持ち、薬物の使用や所有などが深刻な問題であることを一人ひとりが認識する必要があります。

また、薬物乱用に関する相談を左記のとおり受け付けています。

**問**東北健康福祉センター  
(薬物相談窓口)  
TEL (22) 2364  
県保健福祉部薬務課  
(薬物相談電話)  
TEL 028(623) 3779

高齢者の肺炎球菌感染症  
予防接種について

市では、平成21年度から肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を実施しています。

助成期限は平成27年3月31日までですので、接種を希望される方はお急ぎください。  
**●対象者**：大田原市に住所を有し(※1)、接種当日70歳以上の方

▼助成は1人1回(過去に助成を受けている方は対象になりません。)  
▼平成26年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上となる

方は、予防接種法に基づく定期接種(※2)の対象者となります(通知をお送りしています)。

(※1)原発避難者特例法に基づき指定市町村(いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村)から住民票を移さずに大田原市に避難している方を含む

(※2)平成26年10月1日から、予防接種法に基づき、定期接種として高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が開始されました。

- 接種量：0.5mlを注射
- 接種場所：市内医療機関 ※一覧は広報おたわら10月号16ページをご覧ください。
- ※市外の医療機関で受診する場合は、事前に下記へご相談ください。
- 自己負担額：4100円 (接種費用7700円のうち、3600円を市が負担)
- 助成期限：平成27年3月31日
- 接種までの手順  
①保険証と印鑑を持参し、下記または各支所、出張所に申し込み↓「肺炎球菌予防

接種券」がその場で発行されます。

②かかりつけの医療機関に直接電話などで接種日を予約してください。

③「肺炎球菌予防接種券」を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。

※予防接種は各医療機関にあります。

●接種できない方：次のいずれかに1つでも該当する方は接種できません。

- ▼過去に1度肺炎球菌予防接種をしてから5年以上たっていない方。
- ▼明らかに発熱をしている方。
- ▼重篤な急性疾患にかかっていることが明らかの方。
- ▼本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかの方。
- ▼その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方。

●接種の判断を行う際に注意を要する方：

- ▼心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する方。
- ▼予防接種で接種後、2日以内に発熱の見られた方および全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方。

▼過去にけいれんの既往のある方。

▼過去に免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。

▼本剤の成分に対しアレルギーを呈するおそれがある方。

●接種後の注意：▼接種当日は激しい運動は避けましょう。▼接種当日は入浴可能です。ただし、注射部位はこすらないようにしましょう。

▼接種後に発熱したり、接種部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般的にその症状は軽く、通常数日中に消えます。

▼接種後は、自らの健康管理に注意し、もし高熱や体調の変化、その他接種部位の異常が見られた場合は、すぐに医師の診察を受けましょう。

●健康被害救済制度について  
国が認めた健康被害が起きた場合は「大田原市予防接種事故災害補償規則」に基づき対処します。

**問**健康政策課 東1階  
TEL (23) 8975